

2023年7月5日

石木ダム事業起業者
佐世保市長 宮島 大典 殿

「佐世保市への要請に対する回答」への追加質問と要請

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
(共有地権者の会)

1 主旨

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」(共有地権者の会)が2023年6月7日付で佐世保市長 宮島大典氏に宛てた「石木ダム事業起業者(長崎県・佐世保市)への要請」に対する当方への回答に対する質問書を6月30日午後2時に佐世保市水道局庁舎にてお渡ししました。振り替え見ましたところ、以下3点について追加質問が必要となりました。追加質問への回答は、6月30日に提出した質問書への回答に加えて、7月19日(水)までに支援する会(遠藤保男)へメール又は郵送でお願いします。

2 追加質問と要請

1) 土地収用法適用問題について

- ① 回答には、4) 石木ダム事業への土地収用法適用は、土地収用法の目的に反していません に関しての佐世保市の見解が示されていませんでした。
- ② 要請書に記した事項に加えて、土地収用法を適用した手続に重要な問題が有ります。以下記します。

長崎県は事業認定申請のための事前説明会で、事業認定申請の目的や手続きについて、どのように説明しましたか? 新聞記事によると「反対住民と『話し合いを進めるため』などとして、事業認定申請に踏み切った」と書かれているし、私たちもそのように記憶しています。

少なくとも、土地収用法第43条第3項と第4項や第63条に書かれている「収用委員会審理では地権者は事業認定内容についての疑問等が許されていない」つまり「収用委員会ではダムの必要性についての議論はできない」ことの説明はありませんでした。地権者のみならず県民も、「反対住民と『話し合いを進めるため』事業認定申請に踏み切った」という知事の言葉から、収用委員会の手続きの中でダムの必要性について対等にしっかり議論できるものと理解させられていました。現実の手続きがそうならないことを知ったのは収用委員会が始まってからです。だからこそ地権者は途中から収用委員会を欠席せざるを得なくなったのです。県の説明不足が地権者に「私たちは再び県に騙された」との失望を与え、県民にも県政への不信感を与えました。

大石知事には、この事実をご確認いただき、収用明渡裁決申請の撤回を求めます。

佐世保市長には、この事実をご確認いただき、収用明渡裁決申請の撤回を知事に勧めることを求めます。

参考；土地収用法第 43 条第 3 項と第 4 項

- 3 土地所有者、関係人及び準関係人は、前 2 項の規定による意見書において、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができない。

《追加》平 13 法 103

- 4 第 1 項又は第 2 項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第 63 条第 1 項の規定の適用については、初めから当該事項の記載がなかつたものとみなす。

参考；土地収用法 第 63 条

第 63 条 起業者、土地所有者及び関係人は、第 40 条第 1 項の規定によって提出された裁決申請書の添附書類又は第 43 条第 1 項の規定によって提出し、若しくは受理された意見書に記載された事項については、第 65 条第 1 項第 1 号の規定によって意見書の提出を命ぜられた場合又は第 2 項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、収用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

- 2 起業者、土地所有者及び関係人は、損失の補償に関する事項については、収用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べるができる。
- 3 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前 2 項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べるができない。

- 2) 「5) 被収用者らは、行政不服審査法に基づく、「石木ダム収用明渡裁決取消しを求める審査請求」中です。審査中に土地収用法の効果を適用することはあまりに勝手です。」に関しての佐世保市の見解が示されていませんでした。

見解をお示してください。

- 3) 本件要請は市長に対する要請です。しかしながら回答は佐世保市水道事業および下水道事業管理者によるものでした。

市長名の回答でないのは何故ですか。理由をお示してください。

本件要請は政策判断を問う内容です。市長としての回答をお示してください。

本件の連絡責任者

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」(共有地権者の会) 遠藤保男

223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28

090-8682-8610

yakkun@mvd.biglobe.ne.jp